

SBIアーキクオリティ株式会社
確認検査業務手数料規程

	本文
(趣旨)	1
第1条	1
(建築物に関する確認の申請手数料)	1
第2条	1
(建築設備に関する確認の申請手数料)	1
第3条	1
(工作物に関する確認の申請手数料)	2
第4条	2
(建築物に関する中間検査の申請手数料)	2
第5条	2
(建築設備に関する中間検査の申請手数料)	2
第6条	2
(工作物に関する中間検査の申請手数料)	2
第7条	2
(建築物に関する完了検査の申請手数料)	2
第8条	2
(建築設備に関する完了検査の申請手数料)	2
第9条	3
(工作物に関する完了検査の申請手数料)	3
第10条	3
(仮使用認定の申請手数料)	3
第11条	3
(各種届出等に関する手数料)	3
第12条	3
(軽微な変更説明書に関する手数料)	3
第13条	3
(あらかじめ検討書に関する手数料)	3
第14条	3
(検査に係る出張費)	4
第15条	4
(休日の検査)	4
第16条	4
(その他の手数料)	4
第17条	4
(手数料の事前収納)	4
第18条	4
(附則)	4

建築別表第 1 (確認申請)	1
建築別表第 2 (床面積の算定方法：確認申請)	2
建築別表第 3 (中間検査)	3
建築別表第 4 (床面積の算定方法：中間検査)	3
建築別表第 5 (完了検査)	4
建築別表第 6 (床面積の算定方法：完了検査)	5
建築別表第 7 (仮使用認定)	5
設備別表第 1 (確認申請)	6
設備別表第 2 (中間検査)	6
設備別表第 3 (完了検査)	6
工作物別表第 1 (確認申請)	7
工作物別表第 2 (中間検査)	7
工作物別表第 3 (完了検査)	8
手数料別表第 1 (各種届出)	9
手数料別表第 2 (軽微な変更説明書)	9
手数料別表第 3 (あらかじめ検討書)	10
(参 考)	

(趣旨)

第1条

この規程は、別に定める確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）、「確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、に基づき、建築主、設置者または築造主（以下「建築主等」という。）が計画する建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の建築審査、中間検査及び完了検査の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、SBIアーキテクオリティ株式会社（以下「SBIAQ」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条

業務規程第17条に規定する**建築物**に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、**建築別表第1(確認申請)**に掲げるとおりとする。

2 **建築別表第1(確認申請)**の床面積は、次の各号に掲げる区分に応じ算定するものとし、算定方法は**建築別表第2(床面積の算定方法：確認申請)**に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合
 - ① 新規に確認申請をする場合
 - ② 計画変更の確認申請をする場合
 - ③ SBIAQが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一（構造方法を変更するものを除く）の計画を再申請する場合
- (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合
 - ① 新規に確認申請をする場合
 - a 同一棟のみの場合
 - b 別棟がある場合
 - ② 計画変更の申請をする場合
 - a 同一棟のみの場合
 - b 別棟がある場合
 - ③ SBIAQが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一（構造方法を変更するものを除く）の計画を再申請する場合
- (3) 第1号および前号の場合で、直前の確認検査業務の手続きをSBIAQでおこなっている場合と、おこなっていない場合で、面積の算定方法を区分するものとする。

3 構造計算適合性判定（以下「判定」という）を要する建築物を含む場合の事務手数料については、2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物として適用する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条

業務規程第17条（昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）に規定する**建築設備**の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、確認申請一件につき、**設備別表第1(確認申請)**に掲げるとおりとする。

- (1) 新規に確認申請をする場合
- (2) 計画変更の確認申請をする場合
- (3) SBIAQが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一（構造方法を変更するものを除く）の計画を再申請する場合

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条

業務規程第 17 条に規定する**工作物**に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、確認申請一件につき、**工作物別表第 1 (確認申請)**に掲げるとおりとする。

- (1) 新規に確認申請をする場合
- (2) 計画変更の確認申請をする場合
- (3) SBIAQ が確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一(構造方法を変更するものを除く)の計画を再申請する場合

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条

業務規程第 30 条に規定する**建築物**に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、**建築別表第 3 (中間検査)**に掲げるとおりとする。

2 **建築別表第 3 (中間検査)**の床面積は、次の各号に掲げる区分に応じ算定するものとし、算定方法は**建築別表第 4 (床面積の算定方法：中間検査)**に掲げるとおりとする。特殊な事例は別途定める。

- (1) 階数が 3 以上である共同住宅の 2 階床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程の場合
- (2) 建設地の特定行政庁が指定する工程の場合

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条

業務規程第 30 条(昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の 2 第 1 項において準用する場合に限る。)に規定する**建築設備**に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、**設備別表第 2 (中間検査)**に掲げるとおりとする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条

業務規程第 30 条に規定する**工作物**に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、**工作物別表第 2 (中間検査)**に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条

業務規程第 38 条に規定する**建築物**に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、**建築別表第 5 (完了検査)**に掲げるとおりとする。

2 **建築別表第 5 (完了検査)**の床面積は、次の各号に掲げる区分に応じ算定するものとし、算定方法は**建築別表第 6 (床面積の算定方法：完了検査)**に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合
- (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合
 - ① 同一棟のみの場合
 - ② 別棟がある場合

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条

業務規程第 38 条に規定する**建築設備**（昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の 2 第 1 項において準用する場合に限る。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、**設備別表第 3（完了検査）**に掲げるとおりとする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第10条

業務規程第 38 条に規定する**工作物**に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、**工作物別表第 3（完了検査）**に掲げるとおりとする。

（仮使用認定の申請手数料）

第11条

業務規程第 46 条に規定する仮使用認定の申請手数料の額は、次の各号によるものとする。

- 2 建築物に係る認定手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、**建築物別表第 7（仮使用認定申請）**に掲げるとおりとする。
- 3 建築設備に係る認定手数料の額は、**設備別表第 3（完了検査）**の手数料を適用する。
- 4 工作物に係る認定手数料の額は、**工作物別表第 3（完了検査）**の手数料を適用する。

（各種届出等に関する手数料）

第12条

各種届出の受付処理に関する手数料の額は、次の各号に掲げる場合について、届出一件につき、**手数料別表第 1（各種届出）**に掲げるとおりとする。

- (1) 業務規程第 24 条に規定する建築工事取り止め届
- (2) 業務規程第 25 条に規定する工事監理者届、工事施工者届
- (3) 業務規程第 55 条に規定する建築主等変更届
- (4) 業務規程第 56 条に規定する記載事項訂正届
- (5) 確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書の再交付の申込

（軽微な変更説明書に関する手数料）

第13条

業務規程 27 条に規定する**軽微な変更説明書**または同 30 条に規定する中間検査、同 38 条に規定する完了検査及び第 46 条に規定する仮使用認定の申請の際に添付される**軽微な変更説明書**の審査に関する手数料の額は、軽微な変更説明書一件につき、**手数料別表第 2（軽微な変更説明書）**に掲げるとおりとする。

（あらかじめ検討書に関する手数料）

第14条

確認申請又は仮使用認定申請にあたって、施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等について、あらかじめ検討する場合の審査に関する手数料の額は、あらかじめ検討書一件につき、**手数料別表第 3（あらかじめ検討書）**に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費)

第15条

中間検査、完了検査で確認検査員等の職員が出張する場合、第 5 条から 11 条までの手数料の額に、別に定める「SBIアーキテクオリティ確認検査出張料金規程」により計算した額の出張費を加算する。

(休日の検査)

第16条

中間検査、完了検査を SBIAQ が定める休日に行う場合は、第 5 条から第 11 条までの手数料の額に追加料金を加算する。

(その他の手数料)

第17条

消防同意を要する建築物の計画について、建築地の所轄消防署との確認検査申請図書の授受を、SBIAQ が通常設定する方法（郵送、宅配便等）以外の特殊な方法で行う場合には、確認申請手数料の額に実費を勘案した追加料金を加算する。

(手数料の事前収納)

第18条

SBIAQ は確認、中間検査、完了検査、仮使用認定の引受を前提とした申込を受付けた時は、建築主等と協議の上、事前にその手数料を収納することができる。

(附則)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

制定：平成 20 年 2 月 29 日
改定：平成 20 年 3 月 14 日
改定：平成 20 年 4 月 15 日
改定：平成 20 年 6 月 1 日
改定：平成 20 年 7 月 20 日
改定：平成 20 年 10 月 1 日
改定：平成 21 年 5 月 11 日
改定：平成 22 年 4 月 1 日
改定：平成 22 年 5 月 31 日
改定：平成 23 年 9 月 30 日
改定：平成 24 年 11 月 30 日
改定：平成 25 年 8 月 30 日
改定：平成 26 年 9 月 30 日
改定：平成 26 年 12 月 1 日
改定：平成 27 年 5 月 29 日
改定：平成 27 年 6 月 1 日
改定：平成 27 年 9 月 16 日
改定：平成 29 年 3 月 1 日
改定：令和 3 年 3 月 1 日
改定：令和 4 年 1 月 5 日
改定：令和 5 年 9 月 1 日

建築別表第1 (確認申請)

①基本料金 + ②追加・割引料金

床面積は**建築別表第2 (床面積の算定方法：確認申請)**をもとに算定するものとする

(単位：円)

床面積(m ²) (※5)	第1類 (※1)		第1類認証		第2類		
	建築別表第2による算定面積		一戸建ての住宅 長屋	第1類で法68条の11の 認証を受けたもの	左記以外の 全ての建築物		
～ 100 以下			45,000	30,000	75,000		
100 超 ～ 200 以下			55,000	40,000	85,000		
200 超 ～ 500 以下			95,000	70,000	120,000		
500 超 ～ 1,000 以下			175,000	120,000	200,000		
1,000 超 ～ 2,000 以下			250,000	180,000	300,000		
2,000 超 ～ 3,000 以下			300,000	/	380,000		
3,000 超 ～ 10,000 以下			380,000		480,000		
10,000 超 ～ 15,000 以下			450,000		580,000		
15,000 超 ～ 20,000 以下			580,000		650,000		
20,000 超 ～ 50,000 以下			690,000		780,000		
50,000 超 ～ 100,000 以下			1,100,000		1,230,000		
100,000 超 ～ 200,000 以下			1,480,000		1,680,000		
200,000 超 ～			1,800,000		2,050,000		
①基本料金 天空率	道路高さ制限の審査				10,000		
	隣地高さ制限の審査				10,000		
	北側高さ制限の審査				10,000		
	高さ制限の審査が複数になる場合の追加料金		5,000 × (n - 1) 【n: 審査する高さ制限の領域の総数】				
バリアフリー		バリアフリー法及び同法に基づく条例の審査			12,000		
省エネ		省エネ適合性判定対象建築物の場合の事務経費			10,000		
浄化槽		浄化槽を設置する場合の審査			10,000		
建築物と昇降機の確認を“別願”とせず、同時申請する場合		主に木造2階建ての住宅のホームエレベーター			5,000		
消防通知		消防同意が不要な場合			-3,000		
構造関係	延べ床面積が500㎡以下で、構造計算書又は構造関係規定の審査が必要な場合				木造:	45,000	
					非木造:	55,000	
	構造計算適合性判定対象建築物の場合の事務経費(※2)				10,000		
	限界耐力計算		①基本料金×0.2(千円未満切捨)				
	免震		①基本料金×0.2(千円未満切捨)				
	特定天井		①基本料金を特定天井部分の面積を当てはめた手数料×0.2(千円未満切捨)				
	構造計算上の別棟(※3)		①基本料金×0.2×(n-1)(千円未満切捨)【n: 構造計算上の別棟となる総棟数】				
構造解析を複数のゾーニングにより行う場合		①基本料金×0.3×(n-1)(千円未満切捨)【n: ゾーニングの総数】					
増築等(※4)の場合で、既存部分に構造審査が遡及される場合		①基本料金×0.2(千円未満切捨)					

次ページに続く↓

②追加・割引料金	検証法	階避難安全検証法	①基本料金に検証にかかわる床面積を当てはめた手数料×0.3(千円未満切捨)
		全館避難安全検証法	①基本料金に検証にかかわる床面積を当てはめた手数料×0.3(千円未満切捨)
		耐火性能検証法	①基本料金に検証にかかわる床面積を当てはめた手数料×0.4(千円未満切捨)
		防火区画検証法	①基本料金に検証にかかわる床面積を当てはめた手数料×0.1(千円未満切捨)

- ※1 第1類の用途以外の用途部分が過半又は 500 m²を超える場合には第2類とする。
 ※2 判定を要する建築物については、2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物として適用する。
 ※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物。
 ※4 増築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更。
 ※5 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

建築別表第2 (床面積の算定方法：確認申請)

		床面積の算定		
		直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が		
		SBIAQ	SBIAQ 以外	
新築 改築 移転	新規	延べ床面積		
	計画変更	計画変更により増加した部分 + 増加以外の変更部分の 1/2		
		基礎 又は 杭の変更	建築面積	
		基礎 及び 杭の変更	建築面積×2	
	SBIAQ での審査を取下げ後、概ね同一の計画を再申請		直前の手続時に算定した床面積の 1/2	-
増築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更	新規	同一棟のみ	計画部分 + 計画部分以外の 既存部分の 1/4	計画部分 + 計画部分以外の 既存部分の 1/2
		別棟あり	計画部分 + 同一棟の計画部分以外の 既存部分の 1/4 + 既存別棟の 1/8 (別棟の上限:2000 m ²)	計画部分 + 同一棟の計画部分以外の 既存部分の 1/2 + 既存別棟の 1/4 (別棟の上限:2000 m ²)
	計画変更	同一棟のみ	計画部分 + 計画部分以外の 既存部分の 1/2	
		別棟あり	計画変更により増加した部分 + 増加以外の変更部分の 1/2	計画部分 + 同一棟の計画部分以外の 既存部分の 1/2 + 別棟の 1/4 (別棟の上限:2000 m ²)
	SBIAQ で審査中を取下げ後、概ね同一の計画を再申請		直前の手続時に算定した床面積の 1/2	-

建築別表第3 (中間検査)

①基本料金 + ②追加料金

床面積は建築別表第4 (床面積の算定方法：中間検査)をもとに算定するものとする

(単位：円)

①基本料金	床面積(㎡) (※2)		第1類 (※1)		第1類認証	第2類	
	建築別表第4による算定面積		一戸建ての住宅 長屋		第1類で 法68条の11の 認証を受けたもの	左記以外の 全ての建築物	
			非木造	木造			
	～	100以下	65,000	45,000	27,000	75,000	
	100超	～ 200以下	75,000	55,000	33,000	85,000	
	200超	～ 500以下	120,000	100,000	60,000	120,000	
	500超	～ 1,000以下	180,000		100,000	200,000	
	1,000超	～ 2,000以下	250,000		150,000	300,000	
	2,000超	～ 3,000以下	300,000		/	380,000	
	3,000超	～ 10,000以下	380,000			480,000	
	10,000超	～ 15,000以下	450,000			580,000	
	15,000超	～ 20,000以下	580,000			650,000	
	20,000超	～ 50,000以下	690,000			780,000	
	50,000超	～ 100,000以下	1,100,000			1,230,000	
	100,000超	～ 200,000以下	1,480,000			1,680,000	
	200,000超	～	1,800,000			2,050,000	
	再検査		上記(新規)×0.5(千円未満切捨)				
②追加料金	直前の確認・中間検査業務の実施者が SBIAQ 以外		①基本料金×0.5(千円未満切捨)				
	軽微な変更説明書の審査		手数料別表第2(軽微な変更説明書)による				
	検査実施日が休日		30,000				
	出張・宿泊		確認検査出張料金規程による		建設地ごとの料金		

※1 第1類の用途以外の用途部分が過半又は500㎡を超える場合には第2類とする。

※2 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

建築別表第4 (床面積の算定方法：中間検査)

区分	特定工程	床面積の算定	
階数が3以上の共同住宅	2階の床及びこれを支持する梁の配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積	
建設地の特定行政庁が指定する工程	基礎	基礎配筋完了時 最下層の床面積	
	木造	屋根工事完了時 全軸組緊結完了時 小屋組完了時 延べ床面積	
	RC造	最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下層から2つ目の床面積
		地階を除く地上2階の床配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
	S造	1階鉄骨建て方完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
		軸組の接合完了時	延べ床面積
	SRC造	軸組の接合完了時 最下階から2つ目の床版配筋完了時	延べ床面積 最下層の床面積+最下層から2つ目の床面積

注：複数の特定工程・工区分け等で、中間検査を2回以上実施する場合は、それまでに実施した中間検査の対象床面積を除いた面積とする。

建築別表第5（完了検査）

①基本料金 + ②追加料金

床面積は**建築別表第6（床面積の算定方法：完了検査）**をもとに算定するものとする

（単位：円）

①基本料金	新規	床面積(㎡) (※2) 建築別表第6による算定面積	第1類 (※1)		第1類認証	第2類
			一戸建ての住宅 長屋		第1類で 法68条の11の 認証を受けたもの	左記以外の 全ての建築物
		非木造	木造			
		～ 100 以下	65,000	45,000	27,000	75,000
		100 超 ～ 200 以下	75,000	55,000	33,000	85,000
		200 超 ～ 500 以下	120,000	100,000	60,000	120,000
		500 超 ～ 1,000 以下	180,000		100,000	200,000
		1,000 超 ～ 2,000 以下	250,000		150,000	300,000
		2,000 超 ～ 3,000 以下	300,000		/	380,000
		3,000 超 ～ 10,000 以下	380,000			480,000
		10,000 超 ～ 15,000 以下	450,000			580,000
		15,000 超 ～ 20,000 以下	580,000			650,000
		20,000 超 ～ 50,000 以下	690,000			780,000
		50,000 超 ～ 100,000 以下	1,100,000			1,230,000
		100,000 超 ～ 200,000 以下	1,480,000			1,680,000
		200,000 超 ～	1,800,000			2,050,000
	再検査	上記(新規) × 0.5(千円未満切捨)				
②追加料金	直前の確認・中間検査業務の実施者が SBIAQ 以外	①基本料金 × 0.5(千円未満切捨)				
	軽微な変更説明書の審査	手数料別表第2(軽微な変更説明書)による				
	追加説明書等の審査	建築別表第2（床面積の算定方法：確認申請） の計画変更の場合の床面積を適用し、 建築別表第1（確認申請） に掲げる手数料を準用する(ただし、内容により手数料別表第2(軽微な変更説明書)によることができる)				
	緑化	都市緑地法及び同法に基づく条例の対象建築物の場合				10,000
	バリアフリー	バリアフリー法及び同法に基づく条例の対象建築物の場合				10,000
	省エネ	省エネ適合性判定対象建築物の場合				10,000
	浄化槽	浄化槽を設置する場合				10,000
	建築物と昇降機の検査を“別願”とせず、同時申請する場合	主に木造2階建ての住宅のホームエレベーター				10,000
検査実施日が休日	30,000					
出張・宿泊	確認検査出張料金規程による				建設地ごとの料金	

※1 第1類の用途以外の用途部分が過半又は 500 ㎡を超える場合には第2類とする。

※2 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

建築別表第6（床面積の算定方法：完了検査）

区分		床面積の算定
新築 改築 移転	新規	延べ床面積
増築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更	同一棟のみ	計画部分 + 計画部分以外の既存部分の1/4
	別棟あり	計画部分 + 同一棟の計画部分以外の既存部分の1/4 + 別棟の1/8(別棟の上限:500㎡)

建築別表第7（仮使用認定）

①基本料金 + ②追加料金

(単位:円)

①基本料金	新規	仮使用部分の床面積(㎡) (※1)	全ての建築物
		200 以下	85,000
200 超 ~ 500 以下	120,000		
500 超 ~ 1,000 以下	200,000		
1,000 超 ~ 2,000 以下	300,000		
2,000 超 ~ 3,000 以下	380,000		
3,000 超 ~ 10,000 以下	480,000		
10,000 超 ~ 15,000 以下	580,000		
15,000 超 ~ 20,000 以下	650,000		
20,000 超 ~ 50,000 以下	780,000		
50,000 超 ~ 100,000 以下	1,230,000		
100,000 超 ~ 200,000 以下	1,680,000		
200,000 超 ~	2,050,000		
再現場検査		上記(新規)×0.5(千円未満切捨)	
②追加料金	直前の確認・中間検査業務の実施者が SBIAQ 以外	①基本料金×0.5(千円未満切捨)	
	軽微な変更説明書の審査	手数料別表第2(軽微な変更説明書)による	
	検査実施日が休日	30,000	
	出張・宿泊	確認検査出張料金規程による 建設地ごとの料金	

※1 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

設備別表第1（確認申請）

①基本料金 + ②追加料金

(単位:円)

			エレベーター・エスカレーター	ホームエレベーター	ダムウェーター	
①基本料金	一基あたり	新規	30,000	20,000	20,000	
		SBIAQでの審査を取下げ後、概ね同一の計画を再申請	20,000	12,000	12,000	
	計画変更	直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が				
			<u>SBIAQ</u>	<u>SBIAQ</u>	<u>SBIAQ</u>	<u>SBIAQ</u>
			以外	以外	以外	以外
			20,000	30,000	12,000	20,000
②追加料金	一申請に同一内容の建築設備が複数ある場合		①基本料金×0.7×(n-1) (千円未満切捨) 【n:一申請の同一内容の総設備台数】			
	設置する建築物等の直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が <u>SBIAQ 以外</u>		30,000			
建築物と昇降機の確認を“別願”とせず、同時申請する場合 (主に木造2階建ての住宅のホームエレベーター)			確認申請は上記に係らず不要。 ただし、建築物に関する確認の申請手数料 建築別表第1（確認申請） において追加料金を加算する。			

設備別表第2（中間検査）

業務エリアの特定行政庁において建築設備の特定工程の指定が無いため未設定。

設備別表第3（完了検査）

①基本料金 + ②追加料金

(単位:円)

		区分	エレベーター エスカレーター	ホーム エレベーター	ダムウェーター
①基本料金	一基あたり	新規	40,000	30,000	30,000
		再検査	上記(新規)×0.5(千円未満切捨)		
②追加料金	直前の確認・中間検査業務の実施者が <u>SBIAQ 以外</u>		①基本料金×0.5(千円未満切捨)		
	軽微な変更説明書の審査		手数料別表第2(軽微な変更説明書)による		
	追加説明書等の審査		20,000	12,000	12,000
	検査実施日が休日		30,000		
	出張・宿泊	確認検査出張料金規程による	建設地ごとの料金		
建築物と昇降機の確認を“別願”とせず、同時申請する場合 (主に木造2階建ての住宅のホームエレベーター)			完了検査申請は上記に係らず不要。 ただし、建築物に関する完了検査の申請手数料 建築別表第5（完了検査） において追加料金を加算する。		

工作物別表第1（確認申請）

(単位:円)

基本料金	新規	令第138条第1項		煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等	高さ ※		
					～ 4m以下	50,000	
					4m超 ～ 8m以下	75,000	
					8m超 ～	100,000	
		令第138条第2項		第1号	観光用の乗用エレベーター・エスカレーター（一般の交通の用に供するものを除く）	基数 ※	
						1	30,000
						2以上 ～ 5以下	50,000
				6以上 ～	85,000		
		令第138条第2項		第2号 第3号	ウォーターシュート・コースター等の高架遊戯施設 メリーゴーランド・観覧車・オクトパス・飛行塔等の原動機付の回転遊戯施設	投影面積 ※	
						～ 10㎡以下	30,000
						10㎡超 ～ 50㎡以下	50,000
						50㎡超 ～	85,000
						高さ ※	
						～ 4m以下	30,000
						4m超 ～ 8m以下	50,000
		8m超 ～	85,000				
令第138条第3項		自動車車庫等		建築別表第2（床面積の算定方法：確認申請） の床面積を築造面積として適用し、 建築別表第1（確認申請） の第2類に掲げる手数料を準用する。			
計画変更		直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が	S ^B I ^A Q	上記金額×0.5(千円未満切捨)			
			S ^B I ^A Q 以外	上記金額			
		S ^B I ^A Q での審査を取下げ後、概ね同一の計画を再申請		上記金額×0.5(千円未満切捨)			

※ 特殊な形態等の場合は、高さ・設置基数・投影面積によらず、築造面積又は築造距離により算定することが出来るものとする。

工作物別表第2（中間検査）

業務エリアの特定行政庁において工作物の特定工程の指定が無いため未設定。

工作物別表第3 (完了検査)

①基本料金 + ②追加料金

(単位:円)

①基本料金	新規	令第138条第1項		煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等	高さ ※		
					～ 4m以下	50,000	
					4m超 ～ 8m以下	75,000	
					8m超 ～	100,000	
		令第138条第2項		第1号	観光用の乗用エレベーター・エスカレーター(一般の交通の用に供するものを除く)	基数 ※	
						1	30,000
				2以上 ～ 5以下		50,000	
				6以上 ～		85,000	
		第2号 第3号		ウォーターシュート・コースター等の高架遊戯施設 メリーゴーランド・観覧車・オクトパス・飛行塔等の原動機付の回転遊戯施設	投影面積 ※		
					～ 10㎡以下	30,000	
					10㎡超 ～ 50㎡以下	50,000	
					50㎡超 ～	85,000	
		令第138条第3項		自動車車庫等	高さ ※		
					～ 4m以下	30,000	
					4m超 ～ 8m以下	50,000	
8m超 ～	85,000						
				建築別表第6(床面積の算定方法:完了検査) の床面積を築造面積として適用し、 建築別表第5(完了検査) の第2類に掲げる手数料を準用する。			
再検査				上記(新規)×0.5(千円未満切捨)			
②追加料金	直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が SBIAQ 以外				①基本料金×0.5(千円未満切捨)		
	軽微な変更説明書の審査				手数料別表第2(軽微な変更説明書)による		
	追加説明書等の審査				①基本料金×0.5(千円未満切捨)		
	検査実施日が休日				30,000		
	出張・宿泊		確認検査出張料金規程による		建設地ごとの料金		

※ 特殊な形態等の場合は、高さ・設置基数・投影面積によらず、築造面積又は築造距離により算定することが出来るものとする。

手数料別表第1（各種届出）

（単位：円）

建築工事取り止め届	-
工事監理者届	-
工事施工者届	-
記載事項訂正届	-
建築主等変更届	-
確認済証、中間検査合格証、検査済証の再交付申込	12,000

手数料別表第2（軽微な変更説明書）

（単位：円）

	軽微な変更に係る部分の床面積の合計（㎡）（※）	基本手数料	加算手数料
	建築物	面積算定できないごく小規模な変更内容の場合	8,000
面積算定できない変更内容の場合、若しくは100以下		12,000	
100超 ～ 200以下		18,000	構造審査を伴う場合 12,000
200超 ～ 500以下		24,000	
500超 ～ 1,000以下		42,000	
1,000超 ～ 2,000以下		50,000	
2,000超 ～ 10,000以下		60,000	
10,000超 ～ 15,000以下		90,000	
15,000超 ～ 20,000以下		116,000	
20,000超 ～ 50,000以下		138,000	
50,000超 ～ 100,000以下		220,000	
100,000超 ～ 200,000以下		296,000	
200,000超 ～		360,000	
建築設備・工作物		軽微な変更説明書一件につき	手数料
	1基目	8,000	
	2基目以降:1基につき	3,000	

※ 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

手数料別表第3（あらかじめ検討書）

建築物	あらかじめ検討に係る部分の床面積の合計(m ²) (※)	基本手数料	加算手数料
	面積算定できないごく小規模な検討内容の場合	8,000	天空率審査を伴う場合 10,000
	面積算定できない検討内容の場合、若しくは100以下	12,000	
	100超 ～ 200以下	18,000	構造審査を伴う場合 12,000
	200超 ～ 500以下	24,000	
	500超 ～ 1,000以下	42,000	
	1,000超 ～ 2,000以下	50,000	
	2,000超 ～ 10,000以下	60,000	
	10,000超 ～ 15,000以下	90,000	
	15,000超 ～ 20,000以下	116,000	
	20,000超 ～ 50,000以下	138,000	
	50,000超 ～ 100,000以下	220,000	
	100,000超 ～ 200,000以下	296,000	
	200,000超 ～	360,000	
建築設備・工作物	軽微な変更説明書一件につき	手数料	
	1基目	8,000	
	2基目以降:1基につき	3,000	

※ 高い開放性を有する建築物等特殊な形態の場合は、床面積によらず、建築面積または水平投影面積により算定することができるものとする。

(参考)

手数料の減額及び免除に関する事項

分類	番号	減免に該当する事項	減額率
(A) 確認 申請	1	住宅性能評価等、確認検査業務以外のサービス申込または申請を同時に受け付けた場合(予定の場合を含む)	手数料総額の 20%
	2	申請取り下げ後の再申請等において、内容が著しく軽微であると SBIAQ が認めた場合	手数料総額の 50% 若しくは免除
	3	申請目的が災害後の復旧行為などの一環であり業務が社会貢献に資すると SBIAQ が認めた場合	手数料総額の 50% 若しくは免除
	4	申請内容に関して一定の水準が確保されている又は申請内容が比較的小規模の建築あるいは狭小範囲の増改築・用途変更であるため、業務効率化が図れると SBIAQ が認めた場合	手数料総額の 50%
(B) 現場 検査	5	確認、中間検査(該当する場合)、完了検査の各申請を一括申込及び一括納入する場合の検査手数料	各手数料に対して 金 5 千円
	6	出張経路、移動手段等において業務効率化が図れると SBIAQ が認めた場合	出張手数料総額の免除
	7	申請取り下げ後の再申請等において、申請内容が取下げ前の内容とほぼ同一であり、内容が著しく軽微であると SBIAQ が認めた場合	手数料総額の 50% 若しくは免除
その他	8	申請に付帯して提出された届出等で、内容が軽微であると SBIAQ が認めた場合	手数料総額の免除

注) 番号 1~4 の中での複数適用なし
番号 5~7 の中での複数適用あり
分類 (A) と (B) の複数適用あり

その他の業務に関する事項

税込み

建築基準法第77条の29第1項で規定される、帳簿に記載された事項の証明	
記載事項証明書発行の申込	5,500